

「第 27 回参議院議員通常選挙における

期日前投票期間及び投票期日の投票管理者等の昼食・夕食弁当の買入」

企画競争方式（コンペ）審査委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 「第 27 回参議院議員通常選挙における期日前投票期間及び投票期日の投票管理者等の昼食・夕食弁当の買入」の事業者を選定するにあたり、審査の公平性、透明性を確保するため、「第 27 回参議院議員通常選挙における期日前投票期間及び投票期日の投票管理者等の昼食・夕食弁当の買入」企画競争方式（コンペ）審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 審査委員会は、委員 3 名で組織する。

- 2 審査委員会は委員長を置き、委員長は委員の互選による。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときには、あらかじめ委員長の指名したものが職務を代理する。
- 4 委員の任期は事業の契約相手方が決定するまでとする。

（所掌事務）

第 3 条 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- 2 企画提案等の審査方法・基準に関すること。
- 3 企画提案内容等の審査及び契約相手方の決定に関すること。

（委員会）

第 4 条 審査委員会は、区長が委員を招集し開催する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数以上の出席を必要とする。

（庶務）

第 5 条 審査委員会の庶務は、平野区役所総務課が行う。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 7 年 6 月 11 日から施行し、契約の成立後廃止する。